

主文

社会保険庁長官が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対してした後記第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、社会保険庁長官に対し、老齢基礎年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、国民年金の保険料納付済期間○○○月をその額算定の基礎とする老齢基礎年金を請求人に支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、保険者は、原処分をした後、昭和○年○月から昭和○年○月までの○○○月の期間(以下「本件重複加入期間」という。)の国民年金保険料が過誤納となっていたとして、平成○年○月○日付で、請求人に対し当該保険料○○万○○○○円を還付する旨決議した。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由「略」(以下、この請求人の主張を「本件請求人主張」という。)

第3 問題点

- 1 本件重複加入期間が発生したのは、昭和○年○月であるが、当時施行されていた、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法第7条の規定によれば、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民は国民年金の被保険者

とされるが、厚生年金保険法等の被用者年金各法の被保険者等はその被保険者とならないとされていた。

- 2 老齢基礎年金の額は、保険料納付済期間の月数、保険料全額免除期間の月数等を基礎として算定され、上記保険料納付済期間には厚生年金保険等の被保険者期間が含まれるが、後記3の脱退手当金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることから(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号)による改正前の厚生年金保険法第71条)、当該期間は保険料納付済期間に入らないこととなる(国民年金法第5条第2項及び第27条)。

- 3 本件において、本件重複加入期間を含む○○○月の期間につき請求人に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号)附則第17条の第1項の規定による脱退手当金が支給されたことについては、この点についての当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、本件請求人主張のように、本件重複加入期間を保険料納付済期間として認め、それにより老齢基礎年金の支給額を増額することを求めているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係と前記関係法規定に照らして、それを採用できるかどうかである。

第4 審査資料

「略」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 請求人が昭和○年○月○日に特例納付のを行った際に、請求人にその厚生年金保険の被保険者期間の確認をすれば、それは○○○月の一連の期間であったのであるから、保険者はそれを容易に見いだすことができたはずで

あり、専ら〇〇社会保険事務所担当者の重大な注意義務違反により、請求人の厚生年金保険の記録の確認がされないまま特例納付の手續がなされた結果、本件重複加入が生じたのは明らかであり、さらに、平成〇年〇月〇日に請求人が同事務所に出向き、被保険者記録の照会をした際に本件重複加入が明らかになったにもかかわらず、同事務所担当者の怠慢により、その際に本件重複加入保険料の還付等の手續が採られなかったことも明らかである。

- (2) 本件のような、保険者の瑕疵により、還付金に比べて過大な損害が生じた場合には、法律による行政の原理を貫く見地からも、国家賠償により、その差額が補填されるべきであることは疑いのないところである。しかし、審理期日において、保険者の代理人が「損害賠償金を払う予定はいまのところございません。」と陳述したところからも窺えるように、保険者は今まで、このような場合に自発的に損害賠償をした例はない。もちろん、損害を被った者が国家賠償訴訟を提起するという方法があるが、それには、得られるべき賠償金に比べ多大な費用と時間を要するという点も、否定し難い事実である。
- (3) 以上の点をも考慮すると、本件のように、わざわざ特例納付をさせるという形で保険者が違法な状態を作り出し、平成〇年〇月以降の基礎年金番号導入以後は本件重複加入を保険者が見出そうとすれば容易に見出せるようになり、平成〇年には本件重複加入を認識するに至りながら、それを請求人に了知せず、本件重複加入保険料の還付手續さえ採ることをせず、それからさらに〇年ほど放置し、いざ請求人が65歳に到達し老齢基礎年金の裁定手續をする段になって、それまでの保険者の重大な注意義務違反や必要な手續を採ってこなかった不作為をすべて棚に上げ、請求人が被るであろう損害額

に比べて著しく過少な還付金を還付して済ませることは、社会保険分野においても適用される信義則上許されないと云わざるを得ない。よって、本件請求人主張には理由があり、これを採用するのが相当であると認められる。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。